別表一の記載要領第四号②中「別表六(九)付表「31」若しくは「36」」を「別表六(九)付表「37」若しくは「42」」に、「別表六(十四)付表「19」」を「別表六(十四)付表二「19」」に改め、同号⑤中「別表六(三十六)「31」」を「別表六(三十一)「31」」に改め、同号⑥を削り、同第五号②中「「控除税額((⑽－⑾－⑿)と⑷のうち少ない金額)⒀」」を「「控除税額((⑽－⑾－⑿)と㈦のうち少ない金額)⒀」」に改め、同第七号中「「所得税額等の還付金額⑷⑷⑰」」を「「所得税額等の還付金額㈢㈨⑰」」に、「「所得税の額(別表六(一)「６の③」)⑷⑽」」を「「所得税の額(別表六(一)「６の③」)㈢㈤」」に、「「控除しきれなかつた金額⑷㈡－⑷㈢⑷⑷」」を「「控除しきれなかつた金額㈦－㈧㈨」」に改め、同第八号中「「還付金額㉕」」を「「還付金額㉒」」に改め、同第九号を削り、同第十号中「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円×12分のうち少ない金額)又は(別表一付表「５」)㉛」」を「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円×12分のうち少ない金額)又は(別表一付表「５」)㉛」」に、「「㉛の15％又は19％相当額㉞」」を「「㉖の15％又は19％相当額㉙」」に改め、同号を同第九号とし、同第十一号中「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円×12分のうち少ない金額)又は(別表一付表「５」)㉛」」を「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円×12分のうち少ない金額)又は(別表一付表「５」)㉖」」に改め、同号を同第十号とし、同第十一号中「「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額(1)－10億円×12分」」を「「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額(1)－10億円×12分」」に改め、同号を同第十一号とし、同第十二号中「「㉝の19％又は23.2％相当額㉞」」を「「㉘の19％又は23.2％相当額㉛」」に、「第10号(1)イ」を「第９号(1)イ」に改め、同号を同第十二号とし、同第十四号中「「所得税の額(別表六(一)「６の③」)⑷⑽」」を「「所得税の額(別表六(一)「６の③」)㉟」」に改め、同号を同第十三号とする。

別表一の十二を次のように改める。